

公共工事における
環境配慮指針
(施工業者用)

平成 1 9 年 4 月

豊田市建設技術管理連絡会
環境配慮指針推進部会

目 次

第 1 章 環境配慮指針の基本的事項

- 1 配慮指針策定の背景と目的 1
- 2 配慮指針の基本方針 1

第 2 章 公共工事における環境配慮

- 1 公共工事に当たっての基本方針 2
- 2 施工段階での環境配慮 2
 - 基本的視点 2
 - (1) 工事及び工事現場での配慮 2
 - (2) 環境保全対策 2
 - (3) 建設副産物対策 3

第 3 章 工事環境配慮

- 配慮事項及び具体的取組 4 ~ 7

第 1 章 環境配慮指針の基本的事項

1 配慮指針策定の背景と目的

今日の環境問題は、自然破壊、地球温暖化、フロン等によるオゾン層破壊、生産活動やごみ焼却等に起因するダイオキシン類等有害物質の拡散や酸性雨など、通常の事業活動や日常生活に起因する問題が大きな部分を占めるに至っている。

このような廃棄物問題や地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対処し、地球環境を健全な状態で未来に引き継いでいくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責任において、自主的かつ積極的に、環境の保全と創造に向けた行動をとっていくことが必要である。

とりわけ、市が実施する公共工事においては、官民一体で環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全・創造及び人にやさしい環境づくりが不可欠である。

この施工業者用「公共工事における環境配慮指針」は業者による直接または間接的な環境への負荷を低減するための基本的な指針であり、これに基づき、事業者として自ら環境に配慮して実施することを目的とする。

2 配慮指針の基本方針

- (1) この環境配慮指針は、市が実施する公共事業において、施工の段階における検討すべき環境への配慮項目を掲げたものであり、工事の実施に当たっては、それぞれの環境配慮事項を適用していくものとする。
- (2) これらの環境保全への取組を通して、業者一人ひとりが環境への関わりについて理解し、現場においても環境に配慮した取組を積極的に進めることができるよう、現場員の環境に対する意識の高揚にもつなげていくものである。
- (3) 昨今の行政改革の流れの中でコスト縮減の方針が示されており、本市においてもコスト縮減に向けて努力している状況であるが、リサイクル製品の使用や新技術の導入等、様々な工夫を凝らし、環境にも配慮することを当然の意識として定着させていくものとする。
- (4) この指針は、市が実施する公共工事での環境配慮のために策定したものであるが、資材の発注等を通して、製造メーカー等に環境への配慮事項や負荷の少ない材料等が展開されるよう積極的に推進していくものとする。

第2章 公共工事における環境配慮

1 公共工事に当たっての基本方針

市が実施する公共工事は、産業・経済の発展並びに便利で快適な市民生活の向上において必要不可欠なものであるが、一部には自然環境の改変をはじめ、様々な環境負荷を発生させる要因をもっている場合もある。

このため、「公共工事における環境配慮指針」に基づき、自然環境の保全、緑化の推進、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の使用推進、有害物質対策等について配慮するとともに、施工段階においても環境保全対策及び建設副産物対策等についての取組を強化し、環境への負荷を低減していくことをめざす。

2 施工段階での環境配慮

基本的視点

環境対策については、市と十分協議を行い、環境負荷の低減に努める。

施工期間の長期化等はできるだけ避け、計画的な工事実施に努める。工事に伴う騒音、振動、粉じん、排ガス等のより一層の低減に努める。

工事に伴い発生する建設副産物については、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、適正な処理を行う。

(1) 工事及び工事現場での配慮

環境負荷の少ない材料及び施工方法での工事に努める。

可能な限り効率化、合理化し、工期の短縮を図る。

工事中の省エネや節水、出入り車輛の整備の励行、アイドリング・ストップ、工事車輛からの排ガス抑制等に努める。

工事の実施に当たっては、工事現場の周辺状況に配慮し、適切な工法、機械を採用する。

(2) 環境保全対策

公害防止のための環境関係・建設関係等関連法を遵守し、工事に伴う公害防止に努める。

低騒音型作業機械等を積極的に採用するとともに、騒音・振動・粉じんについては、仮囲い、散水等により発生防止に努める。

出入り車輛の排ガス・騒音・振動等については、極力抑制するように努める。

掘削に伴う濁水については、沈殿又はろ過を行い、適正に処理する。

土壌汚染の恐れのある場所については、その有無を把握し、必要な場合は汚染土の適正な処理を行う。

(3) 建設副産物対策

発生抑制に努める。

ア建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の採用に努める。

イ建設材料はリサイクル可能なものを積極的に使用する。

再利用を推進する。

ア発生土の再利用

- ・土地の掘削を伴う工事については、掘削土量の削減及び現場内利用に努める。
- ・最終的に排出する残土は、改良土として有効利用に努める。

イ建設副産物の再利用

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材のリサイクルを推進する。
- ・鉄くず、アルミ等のリサイクルを推進する。
- ・伐採木の有効利用に努める。
- ・その他のリサイクル可能な建設副産物についても、積極的な再利用に努める。

適正処理を推進する。

ア事業者は、マニフェスト等により、廃棄物の種類・数量・処理施設の処理能力等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを書類により明らかにする。

イ排出事業者として、工事施工に伴い発生する建設副産物が適正に処理されているかを確認する。

第 3 章 工事環境配慮

配慮事項	具体的取組
工事及び現場での配慮	
市の基本的立場を理解し、環境負荷の少ない材料及び施工方法に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない材料及び施工方法等について積極的に市へ提案するよう努めること。
工事は可能な限り効率化、合理化し、工期の短縮・合理化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の効率化、合理化を図り、計画的な実施により工期の短縮を図る。
工事中に省エネや節水、出入り車輛の整備の励行、アイドリング・ストップ、工事車輛からの排出ガス抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の際の省エネ、節水、アイドリング・ストップ等に努める。 ・ 出入り車輛の整備を励行する。 ・ 工事用車輛の運行時間、台数等の工夫に努める。 ・ 運搬ルートを事前に検討、確認して流通の合理化に努める。 ・ 急発進・急加速、空吹かしを避けエコドライブに努める。
工事現場での省エネルギー活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場事務所等において、エネルギー効率の高い空調・照明器具を使用するとともに、こまめな消灯、空調温度の適正化等エネルギー使用の抑制に努める。 ・ 工事現場においてエネルギー効率の良い機械及び工具を採用する。

<p>工事現場の周辺状況に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートアイランド対策として、必要に応じて工事現場周辺の散水に努める。 ・ 工事現場事務所、資材置場の設置に当たっては近隣住居の環境保全に努める。 ・ 工事による近隣家屋への影響対策を検討する。 ・ 工事に伴う道路交通規制の低減に努める。 ・ 工事用防護柵等のデザインに配慮するなど、周囲の景観との調和を図る。 ・ 排水路への汚濁防止のため、全体工程の中で施工時期に配慮すること。 ・ 現場内の整理整頓は勿論、周囲の清掃にも努めること。 ・ 河道の変更や新水路等の設置に際しては下流の自然環境に著しい影響を与えないように配慮する。
<p>環境保全対策</p>	
<p>自然・生態系への配慮と緑の保護と創出に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事によって周辺の緑に改変等を生じた場合は、速やかに緑化あるいは現状の回復に努める。 ・ 工事を行うに当たっては、生物の生息環境の保全に努め、生物の移動や採餌、繁殖などを阻害しないよう努める。 ・ できる限り里山等の保全に努める。 ・ 水系、流域、地下水等の改変の低減に努める。
<p>公害防止のための、環境関係・建設関係等関連法を遵守し、工事に伴う公害防止に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境関係・建設関係等関連法を遵守する。 ・ 埋立には有害物質による汚染のない土砂を確認して使用する。 ・ 工事の集中を避け平準化を図る。 ・ 工事関係車輛による交通渋滞や大気汚染、粉じん、騒音・振動等の発生抑制に努める。
<p>低騒音型作業機械等を積極的に使用するとともに、騒音・振動対策に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音、低振動型機械を使用する。 ・ 排出ガス対策型機械を使用する。

<p>出入り車輛の排ガス・騒音振動等については、極力抑制するように努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り車輛についても工事現場周辺のおよぼす騒音・振動等の対策に努める。
<p>掘削に伴う濁水については、沈殿又はろ過を行い適正に処理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水、土砂の流出防止に努める。（沈砂池、木製土留工の施工等）
<p>土壌汚染の恐れのある場所についてはその有無を把握し、必要な場合は汚染土壌の適正な処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染により地域の生活環境に影響を及ぼさないように必要な処置を講ずる。
<p>建設副産物対策</p>	
<p>発生抑制に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の採用等により発生抑制に努める。 ・ 包装・梱包材の簡素化に努める。 ・ 環境負荷の少ない資材の利用や繰り返し使用により資源の有効利用に努める。
<p>再利用を推進する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生土の再利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の掘削を伴う工事については、掘削土量の削減に努める。 ・ 発生土の現場内利用に努める。 ・ 残土は改良土等として有効利用に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の再利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト塊のリサイクル化に努める。 ・ コンクリート塊のリサイクル化に努める。 ・ 建設発生木材のリサイクル化に努める。 ・ その他の建設副産物（鉄くず、アルミ、伐採木等）の有効利用に努める。
<p>建設廃棄物を適正処理する。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者の責務と役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者は、自らの責任において建設廃棄物を廃棄物処理法に従い、適正に処理すること。 ・ 排出事業者は建設廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法に定める委託基準に従い、収集運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に委託契約を書面にて行い、適正処理を確保すること。 ・ 廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする場合は、委託先の事業者が廃棄物を処理する能力を備えていることの確認と、委託後は毎年その事業者の処理の状況などの確認をすること。又委託先での不適正処理を知った時は、速やかに発注者に報告すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な処理に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロンやアスベスト、PCBの適正処理に努める。 ・ その他の廃棄物についても適正処理に努める。